

議案第 47 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、125,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,283,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	8,498,499	125,000	8,623,499
歳入合計	53,158,121	125,000	53,283,121

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	21,497,671	125,000	21,622,671
歳出合計	53,158,121	125,000	53,283,121

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
125,000				
125,000				

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	8,498,499	125,000	8,623,499
	2	国庫補助金	1,998,161	125,000	2,123,161
		2 民生費国庫補助金	539,227	125,000	664,227

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	125,000	1 低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費国補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 3 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	21,497,671	125,000	21,622,671	125,000	
	3	児童福祉費	7,782,212	125,000	7,907,212	125,000	
		1 児童福祉総務費	1,187,253	125,000	1,312,253	国庫支出金 125,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	372	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 125,000 (1) 低所得子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 (125,000)
3 職員手当等	411	
4 共済費	62	
8 旅費	18	
10 需用費	747	
11 役務費	890	
18 負担金、補助及び交付金	122,500	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(942) 1,012	1,521,612	3,861,681	2,488,894	7,872,187	1,507,440	9,379,627	
補正前	(942) 1,012	1,521,240	3,861,681	2,488,483	7,871,404	1,507,378	9,378,782	
比較	(0) 0	372	0	411	783	62	845	

()は、外書まで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当の内訳	区分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	1,640,736	321,131
	補正前	1,640,703	320,753
	比較	33	378

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(61) 994		3,821,996	2,339,766	6,161,762	1,232,941	7,394,703	
補正前	(61) 994		3,821,996	2,339,388	6,161,384	1,232,941	7,394,325	
比較	(0) 0		0	378	378	0	378	

()は、外書まで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	317,830
	補正前	317,452
	比較	378

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(881) 18	1,521,612	39,685	149,128	1,710,425	274,499	1,984,924	
補正前	(881) 18	1,521,240	39,685	149,095	1,710,020	274,437	1,984,457	
比較	(0) 0	372	0	33	405	62	467	

()は、外書までパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)
	補正後	144,317
	補正前	144,284
	比較	33

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	378	その他の増減分	378	

令和5年度 補正予算（専決）の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算（第2号）

補正状況	
補正前の予算額	53,158,121
補正予算額	125,000
計	53,283,121

2 一般会計補正予算編成内容

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、「低所得子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を行う。

(1) 歳出

1【子育て応援課】	低所得子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	125,000
	低所得の子育て世帯に対し子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。	
	対象：児童扶養手当受給者、住民税均等割非課税世帯等	
	金額：児童一人当たり一律5万円	

(2) 歳入	125,000
国庫支出金	125,000

議案第 48 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、493,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53,776,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	8,623,499	323,391	8,946,890
21 繰入金	3,823,106	169,609	3,992,715
歳入合計	53,283,121	493,000	53,776,121

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	21,622,671	493,000	22,115,671
歳出合計	53,283,121	493,000	53,776,121

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
323,391				169,609
323,391				169,609

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	8,623,499	323,391	8,946,890
	2	国庫補助金	2,123,161	323,391	2,446,552
	1	総務費国庫補助金	58,482	323,391	381,873
21		繰入金	3,823,106	169,609	3,992,715
	1	基金繰入金	3,743,019	169,609	3,912,628
	1	財政調整基金繰入金	2,831,500	169,609	3,001,109

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	323,391	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
1 財政調整基金繰入金	169,609	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	21,622,671	493,000	22,115,671	323,391	169,609
	1	社会福祉費	6,705,969	493,000	7,198,969	323,391	169,609
		1 社会福祉総務費	1,559,726	493,000	2,052,726	国庫支出金 323,391	169,609

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,080	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 493,000 (1) 物価高騰生活支援給付金支給事業 (493,000)
3 職員手当等	3,938	
4 共済費	171	
8 旅費	42	
10 需用費	972	
11 役務費	3,897	
12 委託料	2,900	
18 負担金、補助及び交付金	480,000	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(942) 1,012	1,522,692	3,861,681	2,492,832	7,877,205	1,507,611	9,384,816	
補 正 前	(942) 1,012	1,521,612	3,861,681	2,488,894	7,872,187	1,507,440	9,379,627	
比 較	(0) 0	1,080	0	3,938	5,018	171	5,189	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,640,846	324,959
	補 正 前	1,640,736	321,131
	比 較	110	3,828

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(61) 994		3,821,996	2,343,594	6,165,590	1,232,941	7,398,531	
補 正 前	(61) 994		3,821,996	2,339,766	6,161,762	1,232,941	7,394,703	
比 較	(0) 0		0	3,828	3,828	0	3,828	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	321,658
	補 正 前	317,830
	比 較	3,828

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(881) 18	1,522,692	39,685	149,238	1,711,615	274,670	1,986,285	
補 正 前	(881) 18	1,521,612	39,685	149,128	1,710,425	274,499	1,984,924	
比 較	(0) 0	1,080	0	110	1,190	171	1,361	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)
	補 正 後	144,427
	補 正 前	144,317
	比 較	110

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	3,828	その他の増減分	3,828	

令和5年度 補正予算（専決）の概要

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第3号）

補正状況	
補正前の予算額	53,283,121
補正予算額	493,000
計	53,776,121

2 一般会計補正予算編成内容

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、「物価高騰生活支援給付金」の支給を行う。

(1) 歳出

1【福祉総務課】	物価高騰生活支援給付金支給事業	493,000
	住民税非課税世帯等に対し物価高騰生活支援給付金を支給する。	
	金額：1世帯当たり3万円	

(2) 歳入	493,000
国庫支出金	323,391
繰入金	169,609

議案第49号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年6月19日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条

第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第17項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第19項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項と

し、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、
「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下

この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の伊勢市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の税率の特例措置を延長するとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第45条 略</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>第46条の2～第47条の6 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第45条 略</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>第46条の2～第47条の6 略</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同</p>

条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

第51条～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納

条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

第49条 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

第51条～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 略

第4節 市たばこ税

第92条～第97条 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納

税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

第99条～第100条の2 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第99条～第100条の2 略

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

第102条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

第9条・第9条の2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 略

2 略

第102条～第130条 略

第5節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 略

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 略

附 則

第1条～第7条の4 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

第9条・第9条の2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

第11条～第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

第11条～第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2～4 略

第15条の3～第15条の5 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2～4 略

第15条の3～第15条の5 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

表 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

第16条の3～第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

第16条の3～第17条 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定

に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3～第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

第17条の3～第23条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

議案第 50 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。

（説 明）

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改

正に伴い、都市計画税の課税標準となるべき価格の特例の範囲を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>6～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15 略</p>

議案第 51 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢市条例第 28 号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の

所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目

的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(説 明)

これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認に係る規定を加える等の改正を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p data-bbox="347 347 488 376">第1章 総則</p> <p data-bbox="268 389 501 418">第1条～第7条 略</p> <p data-bbox="296 432 529 461">(安全計画の策定等)</p> <p data-bbox="268 474 794 909"><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p data-bbox="268 922 794 1066">2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p data-bbox="268 1079 794 1258">3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p data-bbox="268 1272 794 1370">4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="296 1384 734 1413">(自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p data-bbox="268 1426 794 1718"><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p data-bbox="268 1731 794 1942">2 <u>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に</u></p>	<p data-bbox="900 347 1040 376">第1章 総則</p> <p data-bbox="820 389 1053 418">第1条～第7条 略</p>

利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第11条～第13条 略

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 略

第15条～第21条 略

第2章 家庭的保育事業

第22条～第26条 略

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

第27条 略

第2節 小規模保育事業A型

第28条～第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

第31条・第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第11条～第13条 略

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 略

第15条～第21条 略

第2章 家庭的保育事業

第22条～第26条 略

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

第27条 略

第2節 小規模保育事業A型

第28条～第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

第31条・第32条 略

第4節 小規模保育事業C型

第33条～第36条 略	第33条～第36条 略
第4章 居宅訪問型保育事業	第4章 居宅訪問型保育事業
第37条～第41条 略	第37条～第41条 略
第5章 事業所内保育事業	第5章 事業所内保育事業
第42条～第48条 略	第42条～第48条 略
第6章 雑則	第6章 雑則
第49条 略	第49条 略

議案第52号

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、442,883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,219,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月19日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		8,946,890	403,424	9,350,314
	2 国庫補助金	2,446,552	403,424	2,849,976
18 県支出金		3,811,261	27,000	3,838,261
	2 県補助金	1,092,578	27,000	1,119,578
22 繰越金		50,000	9,159	59,159
	1 繰越金	50,000	9,159	59,159
24 市債		2,858,700	3,300	2,862,000
	1 市債	2,858,700	3,300	2,862,000
歳入合計		53,776,121	442,883	54,219,004

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
10 消防費	1 消防費	小型動力ポンプ付積載車購入 事業	23,500

第 3 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
防災対策事業債	57,900	61,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	8,946,890	403,424	9,350,314
18 県支出金	3,811,261	27,000	3,838,261
22 繰越金	50,000	9,159	59,159
24 市債	2,858,700	3,300	2,862,000
歳入合計	53,776,121	442,883	54,219,004

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	22,115,671	144,460	22,260,131
7 商工費	316,861	260,000	576,861
8 観光費	479,197	8,000	487,197
10 消防費	2,331,102	6,202	2,337,304
11 教育費	3,964,425	24,221	3,988,646
歳 出 合 計	53,776,121	442,883	54,219,004

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
119,203	27,000			△1,743
260,000				
				8,000
		3,300		2,902
24,221				
403,424	27,000	3,300		9,159

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	
17		国庫支出金	8,946,890	403,424	9,350,314	
	2	国庫補助金	2,446,552	403,424	2,849,976	
		1	総務費国庫補助金	381,873	402,172	784,045
		2	民生費国庫補助金	664,227	1,252	665,479
18		県支出金	3,811,261	27,000	3,838,261	
	2	県補助金	1,092,578	27,000	1,119,578	
		2	民生費県補助金	743,517	27,000	770,517
22		繰越金	50,000	9,159	59,159	
	1	繰越金	50,000	9,159	59,159	
		1	繰越金	50,000	9,159	59,159
24		市債	2,858,700	3,300	2,862,000	
	1	市債	2,858,700	3,300	2,862,000	
		7	消防債	144,400	3,300	147,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	402,172	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
3 生活保護費補助金	1,252	1 生活困窮者就労準備支援事業費等国補助金
3 児童福祉費補助金	27,000	1 低所得ひとり親世帯生活応援給付金事業費補助金
1 前年度繰越金	9,159	1 前年度繰越金
1 消防債	3,300	1 防災対策事業債（災害対策分）

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	22,115,671	144,460	22,260,131	146,203	△1,743
	1	社会福祉費	7,198,969	14,466	7,213,435	14,466	
		2 障害者福祉費	3,836,076	14,466	3,850,542	国庫支出金 14,466	
	2	老人福祉費	4,705,168	75,104	4,780,272	75,104	
		1 老人福祉推進費	4,705,168	75,104	4,780,272	国庫支出金 75,104	
	3	児童福祉費	7,907,212	52,384	7,959,596	55,381	△2,997
		1 児童福祉総務費	1,312,253	52,384	1,364,637	国庫支出金 28,381 県支出金 27,000	△2,997
	4	生活保護費	2,190,446	2,506	2,192,952	1,252	1,254
		1 生活保護総務費	150,446	2,506	152,952	国庫支出金 1,252	1,254

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	14,466	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1) 障害福祉サービス等事業所安定運営支援事業 14,466 (14,466)
11 役務費	27	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1) 介護サービス等事業所安定運営支援事業 75,104 (75,104)
18 負担金、補助及び交付金	75,077	
1 報酬	46	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1) 子ども支援施設等安定運営支援事業 52,384 (1,080)
3 職員手当等	371	(2) 民間保育施設安定運営支援事業 (8,931)
4 共済費	7	(3) 保育所等食材費負担軽減事業 (15,373)
8 旅費	3	(4) 低所得ひとり親世帯生活応援給付金支給事業 (27,000)
10 需用費	4,245	
11 役務費	183	
17 備品購入費	200	
18 負担金、補助及び交付金	47,329	
12 委託料	2,506	1 生活保護運営事業 (1) 生活保護運営経費 2,506 (2,506)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

7	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	316,861	260,000	576,861	260,000	
		商工費	316,861	260,000	576,861	260,000	
	2	商工業振興費	103,493	260,000	363,493	国庫支出金 260,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	260,000	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1) 伊勢のお店応援商品券事業	260,000 (260,000)

(款) 8 観光費
(項) 1 観光費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		観光費	479,197	8,000	487,197		8,000
	1	観光費	479,197	8,000	487,197		8,000
		2 旅客誘致費	152,404	8,000	160,404		8,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	8,000	1 観光行事振興事業 (1) 花火大会開催負担金	8,000 (8,000)

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10		消防費	2,331,102	6,202	2,337,304	3,300	2,902
	1	消防費	2,331,102	6,202	2,337,304	3,300	2,902
		5 災害対策費	201,520	6,202	207,722	市債 3,300	2,902

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	6,202	1 防災対策事業 (1) 防災行政無線管理運用経費
		6,202 (6,202)

(款) 11 教育費
(項) 4 幼稚園費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11		教育費	3,964,425	24,221	3,988,646	24,221	
	4	幼稚園費	131,254	1,222	132,476	1,222	
		1 幼稚園費	131,254	1,222	132,476	国庫支出金 1,222	
	6	保健体育費	1,021,843	22,999	1,044,842	22,999	
		3 学校給食費	597,494	22,999	620,493	国庫支出金 22,999	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	1,222	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1) 幼稚園食材費負担軽減事業	1,222 (1,222)
18 負担金、補助及び交付金	22,999	1 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 (1) 学校給食用食材費負担軽減事業	22,999 (22,999)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(942) 1,012	1,522,738	3,861,681	2,493,203	7,877,622	1,507,618	9,385,240	
補 正 前	(942) 1,012	1,522,692	3,861,681	2,492,832	7,877,205	1,507,611	9,384,816	
比 較	(0) 0	46	0	371	417	7	424	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,640,857	325,319
	補 正 前	1,640,846	324,959
	比 較	11	360

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(61) 994		3,821,996	2,343,954	6,165,950	1,232,941	7,398,891	
補 正 前	(61) 994		3,821,996	2,343,594	6,165,590	1,232,941	7,398,531	
比 較	(0) 0		0	360	360	0	360	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	322,018
	補 正 前	321,658
	比 較	360

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(881) 18	1,522,738	39,685	149,249	1,711,672	274,677	1,986,349	
補 正 前	(881) 18	1,522,692	39,685	149,238	1,711,615	274,670	1,986,285	
比 較	(0) 0	46	0	11	57	7	64	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末手当 (千円)
	補 正 後	144,438
	補 正 前	144,427
	比 較	11

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	360	その他の増減分	360	

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	補正前の額	34,989,133	37,910,598	2,558,700	3,436,941	37,032,357
	補正額		△ 664,599	448,000		△ 216,599
	計	34,989,133	37,245,999	3,006,700	3,436,941	36,815,758
(1) 総務債	補正前の額	1,533,308	1,414,453	14,200	166,510	1,262,143
	補正額		△ 43,200	37,100		△ 6,100
	計	1,533,308	1,371,253	51,300	166,510	1,256,043
(2) 民生債	補正前の額	980,852	1,786,181	91,100	95,530	1,781,751
	補正額		△ 63,100			△ 63,100
	計	980,852	1,723,081	91,100	95,530	1,718,651
(3) 衛生債	補正前の額	5,045,178	4,937,311	116,400	231,439	4,822,272
	補正額		△ 75,900	43,900		△ 32,000
	計	5,045,178	4,861,411	160,300	231,439	4,790,272
(5) 農林水産業債	補正前の額	2,475,956	2,481,783	176,900	277,581	2,381,102
	補正額		△ 94,099	138,900		44,801
	計	2,475,956	2,387,684	315,800	277,581	2,425,903
(8) 土木債	補正前の額	9,796,789	10,315,348	1,869,900	1,067,940	11,117,308
	補正額		△ 300,399	224,800		△ 75,599
	計	9,796,789	10,014,949	2,094,700	1,067,940	11,041,709
(9) 公営住宅債	補正前の額	291,042	284,778	41,900	43,229	283,449
	補正額		△ 3,501			△ 3,501
	計	291,042	281,277	41,900	43,229	279,948
(10) 消防債	補正前の額	2,586,128	2,177,466	144,400	549,432	1,772,434
	補正額		△ 15,600	3,300		△ 12,300
	計	2,586,128	2,161,866	147,700	549,432	1,760,134
(11) 教育債	補正前の額	12,252,643	14,508,696	103,900	1,000,698	13,611,898
	補正額		△ 68,800			△ 68,800
	計	12,252,643	14,439,896	103,900	1,000,698	13,543,098
2 災害復旧債	補正前の額	184,870	190,401		20,388	170,013
	補正額		△ 4,700	3,400		△ 1,300
	計	184,870	185,701	3,400	20,388	168,713
4 臨時財政対策債	補正前の額	24,183,053	22,740,382	300,000	2,042,162	20,998,220
	補正額					
	計	24,183,053	22,740,382	300,000	2,042,162	20,998,220
計	補正前の額	59,664,368	61,086,717	2,858,700	5,547,652	58,397,765
	補正額		△ 669,299	451,400		△ 217,899
	計	59,664,368	60,417,418	3,310,100	5,547,652	58,179,866

*当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

令和5年度 6月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算 (第4号)

補正状況	
補正前の予算額	53,776,121
補正予算額	442,883
計	54,219,004

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	426,175
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	16,708
合計	442,883

補正内容

(1) 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	426,175
1【保育課、教育総務課】 食材費負担軽減事業	39,594
給食等食材費支援事業について、下半期も継続するため、必要経費を増額補正する。	
● 保育所等食材費負担軽減事業	15,373 千円
● 幼稚園食材費負担軽減事業	1,222 千円
● 学校給食用食材費負担軽減事業	22,999 千円
各施設の該当費目にて予算計上。	
2【高齢・障がい福祉課、介護保険課、子育て応援課、保育課】 福祉施設等安定運営支援事業	99,581
民間の各種福祉施設の運営経費を一部支援し、施設の安定運営を図る。	
● 障害福祉サービス等事業所安定運営支援事業	14,466 千円
● 介護サービス等事業所安定運営支援事業	75,104 千円
● 子ども支援施設等安定運営支援事業	1,080 千円
● 民間保育施設安定運営支援事業	8,931 千円
各施設の該当費目にて予算計上。	

3【子育て応援課】	低所得ひとり親世帯生活応援給付金支給事業	27,000
	三重県低所得ひとり親世帯生活応援給付金の支給を行う。 対象：令和5年4月分の児童扶養手当受給者 金額：児童一人当たり一律2万円	
4【商工労政課】	伊勢のお店応援商品券事業	260,000
	地域における消費を喚起し、市内中小企業者の支援を図るとともに、家計の負担を緩和するため、プレミアム付き商品券を発行する。 1セット5,000円 額面6,500円（プレミアム率30%） 紙50,000セット、電子75,000セット発行	
(2) 行政運営上早急に措置すべき諸経費		16,708
1【生活支援課】	生活保護運営経費	2,506
	制度改正に伴うシステム改修を行う。	
2【観光振興課】	花火大会開催負担金	8,000
	物価高騰等により開催経費に不足が見込まれることから、負担金を増額補正する。	
3【危機管理課】	防災行政無線管理運用経費	6,202
	小俣町宮前地内の防災行政無線の移設工事を行う。	
(3) 歳入		442,883
国庫支出金		403,424
県支出金		27,000
繰越金		9,159
市債		3,300
(4) 繰越明許費		
小型動力ポンプ付積載車購入事業		23,500

議案第 53 号

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 18 年伊勢市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の特定期間新型インフルエンザ等対策派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員の災害派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定中大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員の災害派遣手当に係る部分は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員の災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員の特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する復興計画の作成等のため派遣された職員の災害派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員の災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条に規定する国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員の武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p>

議案第 54 号

伊勢市子ども・子育て会議条例等の一部改正について

伊勢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「を含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19

条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（令和元年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例の一部改正)

第5条 伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第14条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正)

第6条 伊勢市障害児放課後等支援施設条例（平成31年伊勢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1号中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「以下「省令」を「次号において「区分命令」に改め、同表備考第2号中「省令」を「区分命令」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

(参考)

伊勢市子ども・子育て会議条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>第3条～第5条 略</p>

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 略</p>

<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)</p>
--	--

は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

第9条～第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該

は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

第9条～第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該

教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に

教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に

掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

第16条～第19条 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 略

第21条～第34条 略

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

第16条～第19条 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) 略

第21条～第34条 略

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該

育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該

特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(伊勢市家庭的保育事業等の設

特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号又は第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この条及び第42条において同じ。)を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業(児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(伊勢市家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受け

備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受け

たときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

第40条～第43条 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条～第47条 略

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第49条・第50条 略

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46

たときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

第40条～第43条 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条～第47条 略

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第49条・第50条 略

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法

条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3

いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に

歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に

<p>より特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。</p> <p>第4章 雑則 第53条 略</p>	<p>より特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。</p> <p>第4章 雑則 第53条 略</p>
---	--

伊勢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づく過料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第21条 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条～第24条 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第21条 略</p> <p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第22条～第24条 略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働</p>

る教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等が希望する場合において、保育時間終了後、当該在園児童について預かり保育を実施する。 第15条～第17条 略	当する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等が希望する場合において、保育時間終了後、当該在園児童について預かり保育を実施する。 第15条～第17条 略
---	---

伊勢市障害児放課後等支援施設条例（第6条関係）

改正後				改正前			
第1条～第11条 略 (利用料金)				第1条～第11条 略 (利用料金)			
第12条 第9条の承諾を得て施設を利用した障害児又はその保護者は、利用料金を指定管理者が別に定める納期限までに納付しなければならない。				第12条 第9条の承諾を得て施設を利用した障害児又はその保護者は、利用料金を指定管理者が別に定める納期限までに納付しなければならない。			
2 前項の利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。				2 前項の利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。			
3 略				3 略			
第13条～第15条 略 別表(第12条関係)				第13条～第15条 略 別表(第12条関係)			
区分		利用料金		区分		利用料金	
重度	略	略	略	重度	略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
中度	略	略	略	中度	略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
軽度	略	略	略	軽度	略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
食事提供加算	略	略		食事提供加算	略	略	
送迎加算	略	略		送迎加算	略	略	
備考				備考			
1 この表において「重度」とは、その障害の程度が障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成26年厚生労働省令第5号。次号において「区分命令」という。)第1条第5号から第7号までに掲				1 この表において「重度」とは、その障害の程度が障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。)第1条第5号から第7号までに掲げる区分に該			

<p>げる区分に該当する程度に相当する程度をいう。</p> <p>2 この表において「中度」とは、その障害の程度が区分命令第1条第3号又は第4号に掲げる区分に該当する程度に相当する程度をいう。</p> <p>3 略</p>	<p>当する程度に相当する程度をいう。</p> <p>2 この表において「中度」とは、その障害の程度が省令第1条第3号又は第4号に掲げる区分に該当する程度に相当する程度をいう。</p> <p>3 略</p>
---	---

議案第 55 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定

を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき伊勢市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和

6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収方法、軽自動車税に係る特定小型原動機付自転車の税率及び固定資産税の税額を減額する特例措置を定めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条の8 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>第35条～第36条の3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条の8 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>第35条～第36条の3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親</p>

族申告書扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出

族申告書扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたもの

されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3～第37条 略

(個人の市民税の徴収の方法等)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条・第40条 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

とみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3～第37条 略

(個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 略

第39条・第40条 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

第42条・第43条 略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

第42条・第43条 略

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。
- 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

第45条～第46条の5 略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」

第45条～第46条の5 略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」

という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第47条の3～第47条の5 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第47条の3～第47条の5 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第48条～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第81条の9 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)においては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第48条～第53条の12 略

第2節 固定資産税

第54条～第79条 略

第3節 軽自動車税

第80条～第81条の9 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)においては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700

<p>除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第83条～第91条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>第92条～第130条 略</p> <p>第5節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第140条の7 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2～18 略</p> <p><u>19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び</u></p>	<p>円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第83条～第91条 略</p> <p>第4節 市たばこ税</p> <p>第92条～第130条 略</p> <p>第5節 特別土地保有税</p> <p>第131条～第140条の7 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税</p> <p>第141条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2～18 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～11 略</p>
--	--

個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

14 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第11条～第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

第11条～第15条 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能

<p>割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の3～第16条 略 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の3～第24条 略</p>	<p>割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の3～第16条 略 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の3～第24条 略</p>
---	---

議案第 56 号

伊勢市手数料徴収条例の一部改正について

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改め、同表2の項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第7号イ又はロの規定が適用される場合における伊勢市手数料徴収条例別表第2の規定の適用については、同表1の項中「又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」とあるのは「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第7号イ」と、同表2の項中「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」とあるのは「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特

別措置法第 68 条の 69 第 3 項第 7 号ロ」とする。

(説 明)

これは、所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地認定等の手数料に係る規定について、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後		改正前	
第1条 略 (徴収する手数料)		第1条 略 (徴収する手数料)	
第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1から別表第12までに定めるとおりとする。		第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表第1から別表第12までに定めるとおりとする。	
2 別表第1から別表第12までに掲げる1件とは、次の各号による。		2 別表第1から別表第12までに掲げる1件とは、次の各号による。	
(1)～(5) 略		(1)～(5) 略	
3 略		3 略	
第3条～第10条 略		第3条～第10条 略	
別表第1 略		別表第1 略	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係		租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき 8万6,000円 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 13万円 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 19万円 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 26万円 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 39万円 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 51万円 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 66万円	1 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ</u> に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき 8万6,000円 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 13万円 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 19万円 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 26万円 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 39万円 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 51万円 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 66万円

	造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき 87万円		造成宅地の面積が10ヘクタール以上のとき 87万円
2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	<p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 6,200円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき 4万3,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき 5万8,000円</p>	2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、 <u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	<p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき 6,200円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき 8,600円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1万3,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき 3万5,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき 4万3,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき 5万8,000円</p>
3 略	略	3 略	略
別表第3～別表第12	略	別表第3～別表第12	略

議案第 57 号

伊勢市離宮の湯条例の一部改正について

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（平成18年伊勢市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表利用料金の部中学生以上の項中「440円」を「470円」に、「4,000円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市離宮の湯の利用料金の上限を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後				改正前			
第1条～第7条 略 (利用料金)				第1条～第7条 略 (利用料金)			
第8条 浴場を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。				第8条 浴場を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。			
2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、また同様とする。				2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、また同様とする。			
3 略				3 略			
第9条～第12条 略				第9条～第12条 略			
別表(第8条関係) 利用料金表				別表(第8条関係) 利用料金表			
名称	区分	料金		名称	区分	料金	
		1回分	回数券(10回分)			1回分	回数券(10回分)
利用料金	中学生以上	470円	4,400円	利用料金	中学生以上	440円	4,000円
	小学生	略	略		小学生	略	略
	小学生未満	略	略		小学生未満	略	略

議案第 58 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに提出する。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条中「個人番号カードをいう」を「個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る）」に改め、「第42条第2項」の次に「又は第59条の3第2項」を加え、「暗証番号その他必要な事項を入力する」を「暗証番号の入力その他の必要な操作を行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、民間端末機による印鑑登録証明書の交付について、移動端末設備を使用した交付が開始されることとなるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 印鑑の登録</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号の入力その他の必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第18条～第21条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 印鑑の登録</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第18条～第21条 略</p>

議案第 59 号

校務用コンピュータ機器の取得について

次のように校務用コンピュータ機器を買い入れるものとする。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する校務用コンピュータ機器
ノートパソコン 360 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
28,581,300 円
- 4 買入先
伊勢市竹ヶ鼻町 100 番地
株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ
グループ長 稲葉 雅弘

(説 明)

これは、校務用コンピュータ機器を取得するにつき、伊勢市議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和5年5月9日
担当課	伊勢市教育研究所
業種種別	パソコン関連機器 ネットワークパソコン
案件名	校務用コンピュータ機器（ノートパソコン）
納品場所	伊勢市教育研究所
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和5年8月31日
契約金額（税込み）	28,581,300円
予定価格（税抜き）	32,400,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ	25,983,000円	落札	
2	株式会社アクト	31,541,040円		
3	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 伊勢事業所	31,590,000円		
4	三重リコピー株式会社 伊勢支店	32,040,000円		

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 60 号

救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車の取得について

次のように救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車を購入入れるものとする。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車
救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車 1 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
80,080,000 円
- 4 買入先
伊勢市藤里町 130 番地 1
株式会社モリタ東海 伊勢営業所
所長 小林 一雄

(説 明)

これは、救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和5年5月23日
担当課	消防本部総務課
業種種別	消防車両
案件名	救助器具積載型水槽付消防ポンプ自動車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和6年3月25日
契約金額(税込み)	80,080,000円
予定価格(税抜き)	74,946,000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社モリタ東海 伊勢営業所	72,800,000円	落札	
2	三重保安商事株式会社	73,300,000円		
3	株式会社山口商会 伊勢営業所	81,000,000円		予定価格超過
4	サン・インターナショナル株式会社	82,500,000円		予定価格超過

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 61 号

高規格救急自動車の取得について

次のように高規格救急自動車を購入入れるものとする。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する高規格救急自動車
高規格救急自動車 1 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
19,679,000 円
- 4 買入先
伊勢市通町 215 番地
日産プリンス三重販売株式会社 伊勢東店
店長 土居 憲一

(説 明)

これは、高規格救急自動車を取得するにつき、伊勢市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和5年5月30日
担当課	消防本部総務課
業種種別	消防車両
案件名	高規格救急自動車
納品場所	伊勢市消防本部
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和6年2月29日
契約金額(税込み)	19,679,000円
予定価格(税抜き)	21,724,500円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	日産プリンス三重販売株式会社 伊勢東店	17,890,000円	落札	

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 62 号

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止する。

令和 5 年 6 月 19 日提出

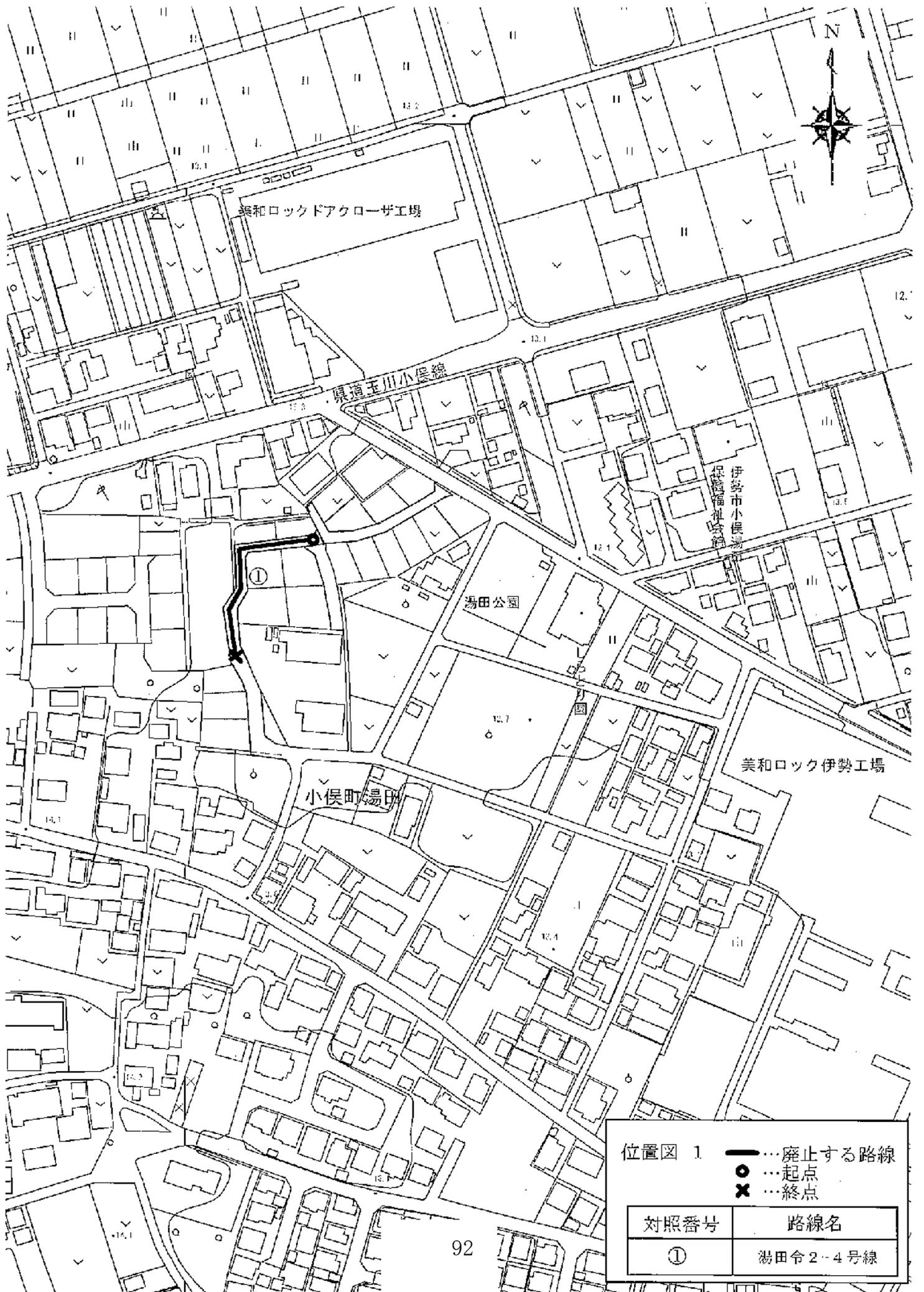
伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	湯田令 2 - 4 号線	小俣町湯田 341 番 1 地先		
			小俣町湯田 324 番地先		

(説 明)

これは、市道の路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

-  ...廃止する路線
-  ...起点
-  ...終点

対照番号	路線名
①	湯田令2-4号線

議案第 63 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

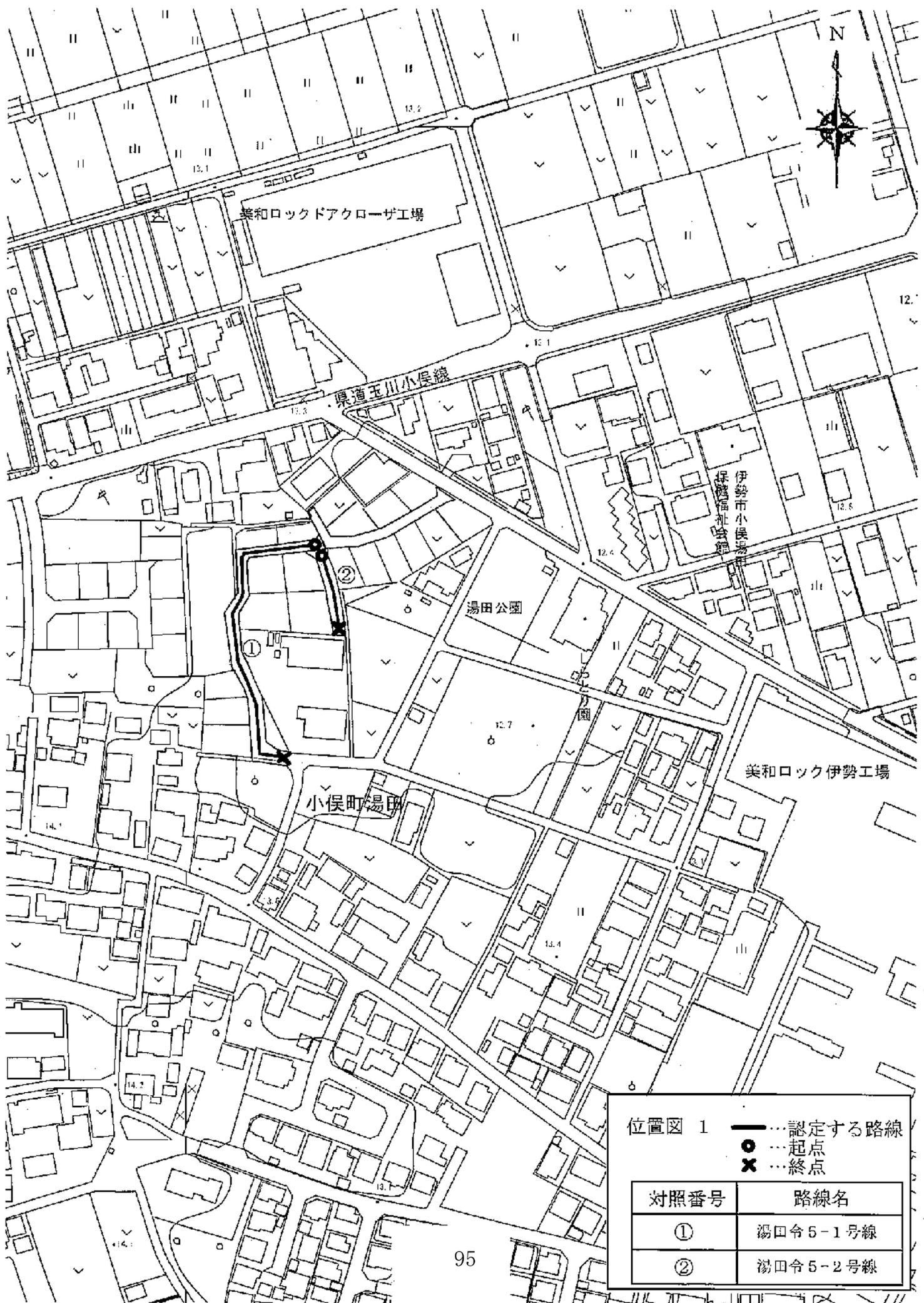
記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	湯田令 5 - 1 号線	小俣町湯田 341 番 9 地先		
			小俣町湯田 323 番 8 地先		
1	2	湯田令 5 - 2 号線	小俣町湯田 333 番 4 地先		
			小俣町湯田 341 番 3 地先		
2	1	宮前令 5 - 3 号線	小俣町宮前 774 番 4 地先		
			小俣町宮前 785 番地先		
3	1	宮前令 5 - 4 号線	小俣町宮前 490 番 6 地先		
			小俣町宮前 490 番 8 地先		
4	1	浦口 4 丁目令 5 - 5 号線	浦口 4 丁目 677 番 15 地先		
			浦口 4 丁目 677 番 17 地先		

5	1	旭令 5 - 6 号 線	旭町字山添 97 番 4 地内		
			旭町字山添 126 番地先		
5	2	旭令 5 - 7 号 線	旭町字山添 83 番 12 地先		
			旭町字山添 83 番 23 地先		
5	3	旭令 5 - 8 号 線	旭町字山添 83 番 15 地先		
			旭町字山添 83 番 24 地先		
5	4	旭令 5 - 9 号 線	旭町字山添 83 番 25 地先		
			旭町字山添 86 番 1 地先		
5	5	旭令 5 - 10 号 線	旭町字山添 83 番 29 地先		
			旭町字山添 83 番 31 地先		
6	1	宮前令 5 - 11 号線	小俣町宮前 509 番 1 地先		
			小俣町宮前 509 番 3 地先		
7	1	馬瀬令 5 - 12 号線	馬瀬町字内川田 1018 番 1 地先		
			馬瀬町字内川田 1018 番 6 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	湯田令5-1号線
②	湯田令5-2号線



主要地方道 鳥羽松阪線

小俣町宮前

高畑公園

高畑公民館

栗野町

位置図 2

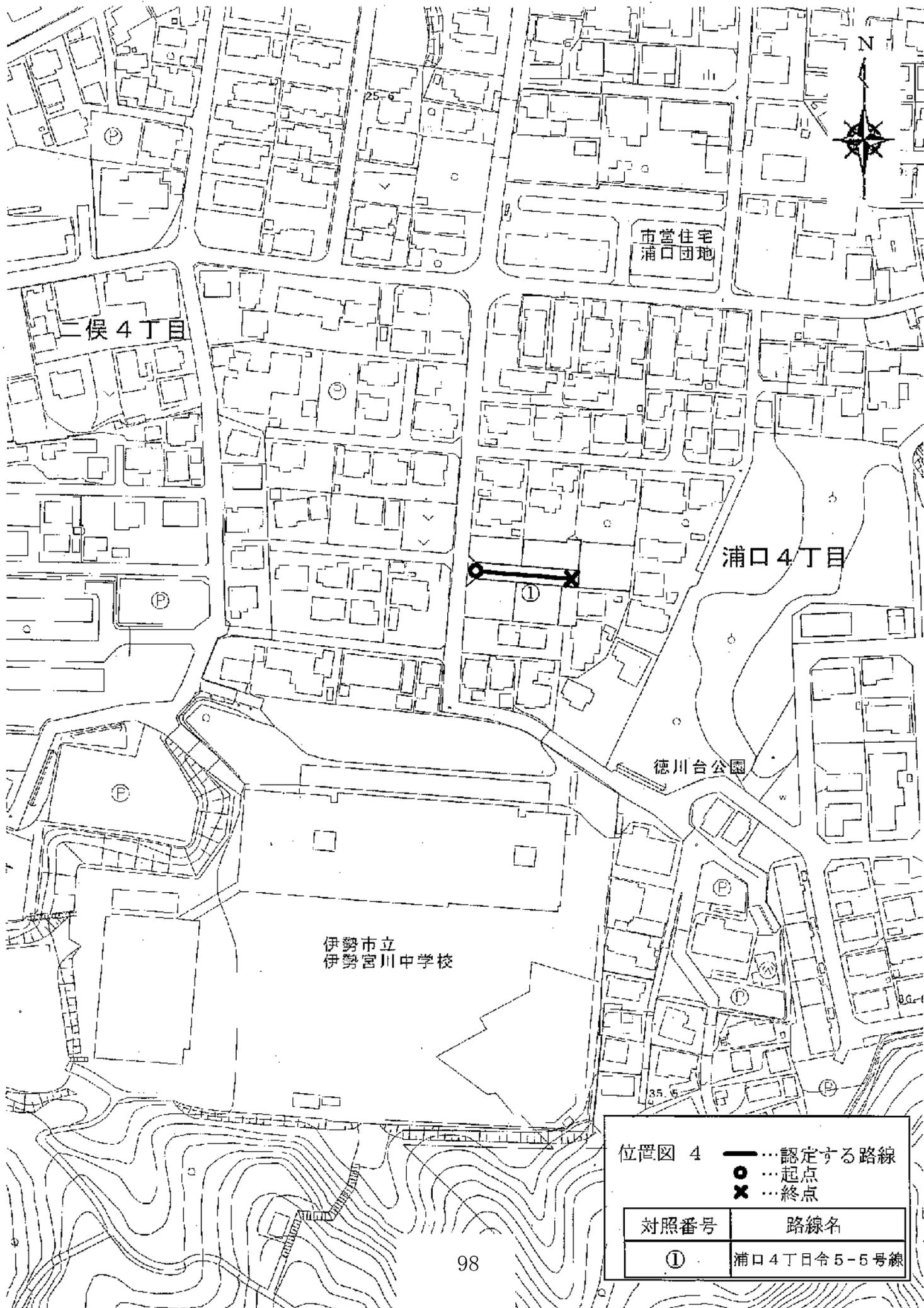
-  ...認定する路線
-  ...起点
-  ...終点

対照番号	路線名
①	宮前令5-3号線



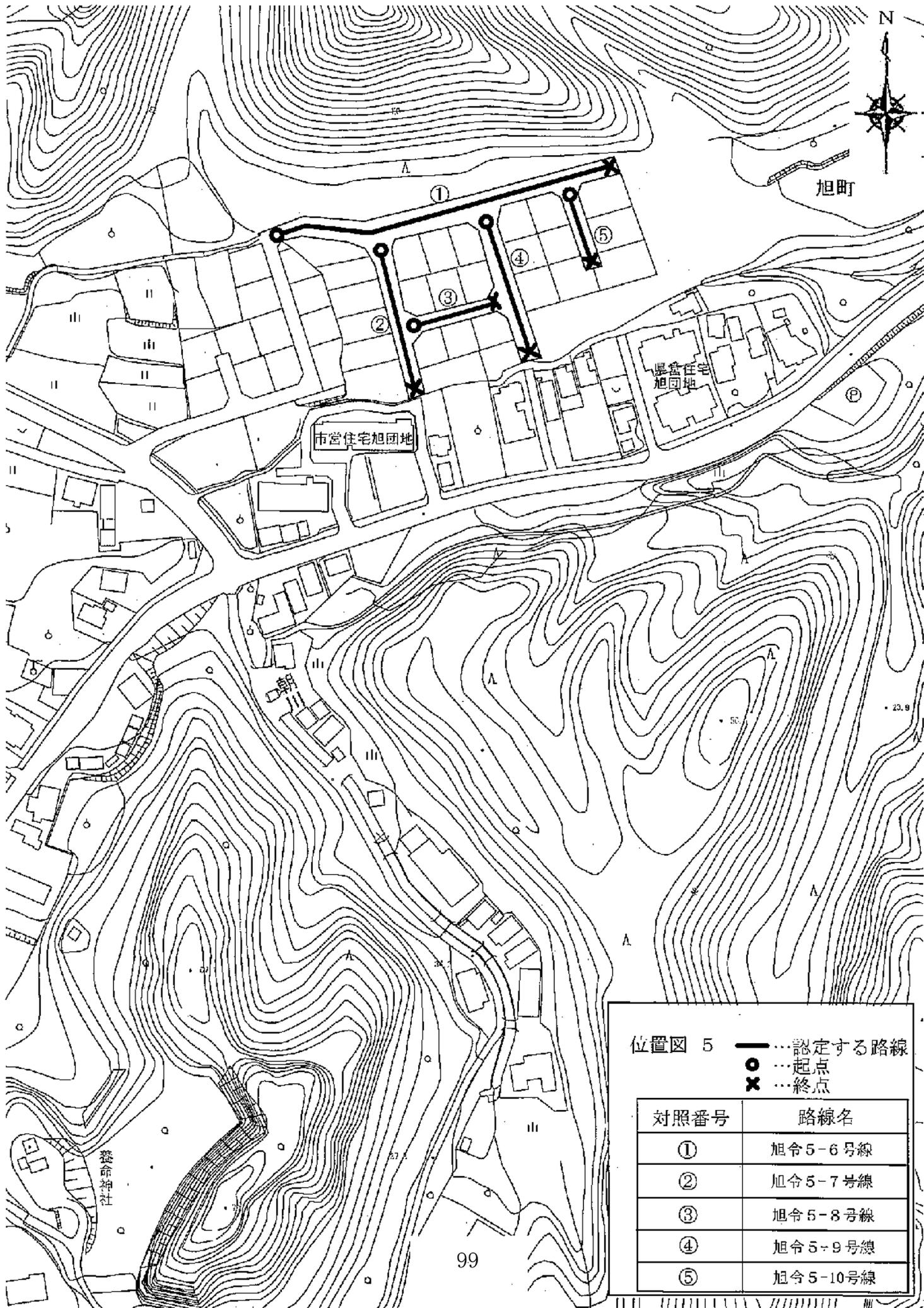
位置図 3 ———— …認定する路線
 ○ …起点
 X …終点

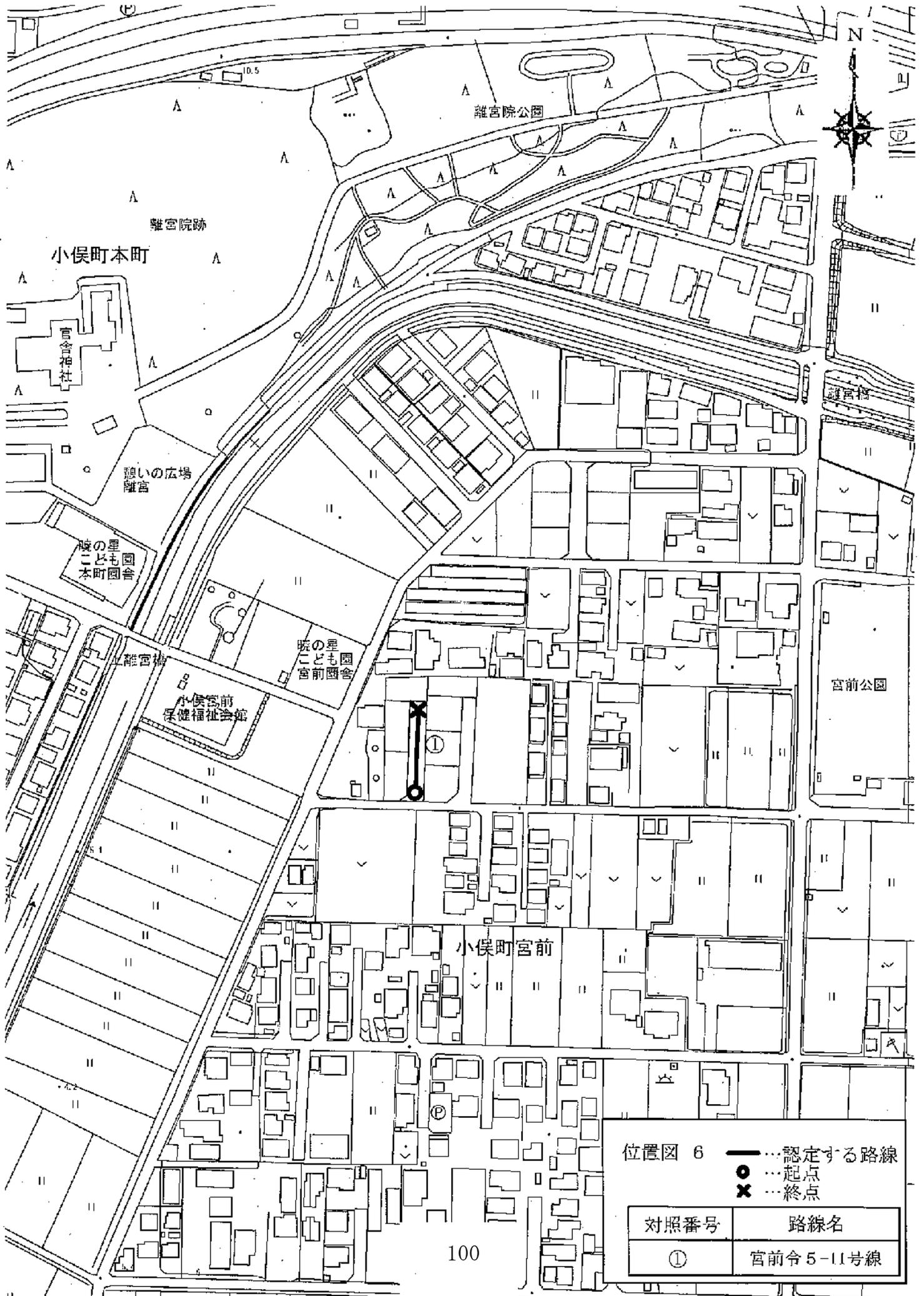
対照番号	路線名
①	宮前令5-4号線



位置図 4 — …認定する路線
 ○ …起点
 × …終点

対照番号	路線名
①	浦口4丁目令5-5号線





位置図 6

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	宮前令5-11号線

100



位置図 7

- … 認定する路線
- … 起点
- × … 終点

対照番号	路線名
①	馬瀬令5-12号線

議案第65号

令和5年度 伊勢市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度 伊勢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、143,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,362,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月27日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		9,350,314	56,695	9,407,009
	1 国庫負担金	6,456,116	56,695	6,512,811
18 県支出金		3,838,261	9,345	3,847,606
	2 県補助金	1,119,578	9,345	1,128,923
22 繰越金		59,159	22,360	81,519
	1 繰越金	59,159	22,360	81,519
24 市債		2,862,000	54,700	2,916,700
	1 市債	2,862,000	54,700	2,916,700
歳入合計		54,219,004	143,100	54,362,104

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛生費		6,349,899	1,000	6,350,899
	1 保健衛生費	4,294,881	1,000	4,295,881
6 農林水産業費		964,026	1,200	965,226
	3 水産業費	83,116	1,200	84,316
12 災害復旧費		36	140,900	140,936
	1 農林水産業施設災害復旧費	9	32,600	32,609
	2 公共土木施設災害復旧費	15	108,300	108,315
合 計		54,219,004	143,100	54,362,104

第 2 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業 債	54,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	9,350,314	56,695	9,407,009
18 県支出金	3,838,261	9,345	3,847,606
22 繰越金	59,159	22,360	81,519
24 市債	2,862,000	54,700	2,916,700
歳入合計	54,219,004	143,100	54,362,104

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	6,349,899	1,000	6,350,899
6 農林水産業費	964,026	1,200	965,226
12 災害復旧費	36	140,900	140,936
歳出合計	54,219,004	143,100	54,362,104

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				1,000
				1,200
56,695	9,345	54,700		20,160
56,695	9,345	54,700		22,360

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
17		国庫支出金	9,350,314	56,695	9,407,009
	1	国庫負担金	6,456,116	56,695	6,512,811
		4	災害復旧費国庫負担金	0	56,695
18		県支出金	3,838,261	9,345	3,847,606
	2	県補助金	1,119,578	9,345	1,128,923
		10	災害復旧費県補助金	0	9,345
22		繰越金	59,159	22,360	81,519
	1	繰越金	59,159	22,360	81,519
		1	繰越金	59,159	22,360
24		市債	2,862,000	54,700	2,916,700
	1	市債	2,862,000	54,700	2,916,700
		10	災害復旧債	0	54,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 公共土木施設災害復旧費負担金	56,695	1 公共土木施設災害復旧事業費国負担金	
1 農林水産業施設災害復旧費補助金	9,345	1 農地・農業用施設災害復旧事業費補助金 2 林業用施設災害復旧事業費補助金	5,345 4,000
1 前年度繰越金	22,360	1 前年度繰越金	
1 農林水産業施設災害復旧債	6,700	1 農地・農業用施設災害復旧事業債 2 林業用施設災害復旧事業債	3,100 3,600
2 公共土木施設災害復旧債	48,000	1 河川災害復旧事業債 2 道路橋梁災害復旧事業債	14,600 33,400

3 歳 出

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	6,349,899	1,000	6,350,899		1,000
	1	保健衛生費	4,294,881	1,000	4,295,881		1,000
		6 墓地費	10,066	1,000	11,066		1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,000	1 墓地整備事業 (1) 共同墓地整備事業補助金	1,000 (1,000)

(款) 6 農林水産業費
(項) 3 水産業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6	3	農林水産業費	964,026	1,200	965,226		1,200
		水産業費	83,116	1,200	84,316		1,200
		1 水産総務費	15,659	1,200	16,859		1,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	1,200	1 水産業一般事業 1,200 (1) 二見健康管理増進センター維持管理経費 (1,200)

(款) 12 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12		災害復旧費	36	140,900	140,936	120,740	20,160
	1	農林水産業施設 災害復旧費	9	32,600	32,609	16,045	16,555
		1 農地・農業用施 設災害復旧費	3	16,800	16,803	県支出金 5,345 市債 3,100	8,355
		2 林業用施設災害 復旧費	3	15,800	15,803	県支出金 4,000 市債 3,600	8,200
	2	公共土木施設災 害復旧費	15	108,300	108,315	104,695	3,605
		1 道路橋梁災害復 旧費	3	61,300	61,303	国庫支出金 27,347 市債 33,400	553
		2 河川災害復旧費	6	47,000	47,006	国庫支出金 29,348 市債 14,600	3,052

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び 賃借料	4,000	1 農地・農業用施設災害復旧事業 (1) 農地・農業用施設災害復旧事業	16,800 (16,800)
14 工事請負費	12,800		
13 使用料及び 賃借料	2,500	1 林業用施設災害復旧事業 (1) 林業用施設災害復旧事業	15,800 (15,800)
14 工事請負費	9,000		
18 負担金、補 助及び交付 金	4,300		
11 役務費	500	1 道路橋梁災害復旧事業 (1) 道路橋梁災害復旧事業	61,300 (61,300)
12 委託料	14,800		
14 工事請負費	44,000		
16 公有財産購 入費	2,000		
12 委託料	3,000	1 河川災害復旧事業 (1) 河川災害復旧事業	47,000 (47,000)
14 工事請負費	44,000		

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
2 災 害 復 旧 債	補正前の額	184,870	185,701	3,400	20,388	168,713
	補正額			54,700		54,700
	計	184,870	185,701	58,100	20,388	223,413
計	補正前の額	59,664,368	60,417,418	3,310,100	5,547,652	58,179,866
	補正額			54,700		54,700
	計	59,664,368	60,417,418	3,364,800	5,547,652	58,234,566

* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

令和5年度 6月補正予算の概要（その2）

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第5号）

補正状況	
補正前の予算額	54,219,004
補正予算額	143,100
計	54,362,104

2 一般会計補正予算編成内容

6月2日の大雨による被災に伴う災害復旧等に要する経費を計上する。

補正内容

(1) 災害復旧事業		141,900
1【環境課】	共同墓地整備事業補助金 共同墓地の復旧工事に補助を行う。 西之坂墓地	1,000
2【農林水産課】	農地・農業用施設災害復旧事業 農道及び農業用排水路の復旧を行う。 農道：上野町地内、佐八町地内 農業用排水路：栗野町地内、津村町地内、円座町地内、 上野町地内、横輪町地内	16,800
3【農林水産課】	林業用施設災害復旧事業 林道及び獣害防止柵の復旧を行う。 林道：馬坂林道、飛滝林道 獣害防止柵：上野町地内、前山町地内	15,800
4【基盤整備課】	道路橋梁災害復旧事業 道路の復旧を行う。 前山2号線、勢田町公道	61,300
5【基盤整備課】	河川災害復旧事業 護岸の復旧を行う。 五十鈴川、雲出川、大谷川、勢田川	47,000

(2) 施設補修経費		1,200
-------------------	--	--------------

1【農林水産課】	二見健康管理増進センター維持管理経費	1,200
	雨漏りの補修を行う。	

(3) 歳入	143,100
国庫支出金	56,695
県支出金	9,345
繰越金	22,360
市債	54,700

報告第4号

繰越明許費繰越しの報告について

令和4年10月12日議案第83号をもって議決を経た庁舎等管理経費、保健福祉拠点施設整備事業及び土木関係維持管理経費、令和4年12月21日議案第95号をもって議決を経た新型コロナウイルスワクチン接種事業、水産物供給基盤機能保全事業、創業支援事業、ものづくり推進事業及び排水施設維持事業、令和5年3月17日議案第10号をもって議決を経た水道事業出資金、排水機等補修事業、排水機維持管理経費、道路新設改良事業、橋梁維持事業、道路整備事業、中心市街地活性化整備事業、排水施設整備事業、港湾海岸事業及び河川災害復旧事業並びに令和5年3月17日議案第41号をもって議決を経た老人福祉施設等整備事業補助金、土地改良事業補助金、県営事業負担金、農業用排水路整備事業、農村地域防災減災事業、排水機維持管理経費（機能更新）、地籍調査事業、街路整備事業及び学校保健特別対策事業に係る繰越明許費繰越し計算書を、別紙のとおり調製したから報告する。

令和5年6月19日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

令和4年度伊勢市繰越明許費繰越計算書
(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等管理経費	54,000,000	49,500,000		37,100,000		12,400,000	保健福祉拠点施設の整備に合わせ電話交換機の切替えを行うことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年7月
							23,800,000	8,578,148	保健福祉拠点施設の整備後に備品搬入等を行うことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年5月
3 民生費	1 社会福祉費	保健福祉拠点施設整備事業	35,770,000	32,378,148					
2 老人福祉費	老人福祉施設等整備事業補助金		5,537,000	5,537,000					国2次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	66,600,000	43,900,000		43,900,000			事業主体である水道事業の繰越しに伴うもの 令和6年3月
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業補助金	1,800,000	1,800,000					年度を越えてワクチン接種を実施することによるもの 令和6年3月
1 農業費	県営事業負担金		19,530,000	18,874,320		18,700,000		174,320	補助事業において、コロナ禍等の影響により電子部品調達に不測の日数を要し、年度内完了が見込まれないもの 令和5年12月
1 農業費	農業用排水路整備事業		40,100,000	32,700,000		22,425,000		275,000	国2次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月
1 農業費	農村地域防災減災事業		7,700,000	7,436,000		7,200,000		236,000	国2次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月
1 農業費	排水機等補修事業		28,350,000	28,274,400			26,210,000	2,064,400	コロナ禍等の影響により資材調達に不測の日数を要し、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月
1 農業費	排水機維持管理経費		20,080,000	16,088,500		16,000,000		88,500	コロナ禍等の影響により資材調達に不測の日数を要し、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
		円	円	円	円	円	円	円	円	
6 農林水産業費	1 農業費	排水機維持管理経費 (機能更新)	83,727,000	82,508,550			82,300,000		208,550	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和6年3月
		3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	60,000,000	39,800,000			4,700,000	24,000,000	11,100,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	8,000,000	6,646,000					6,646,000	年度を越えて実施する創業等に対して補助金を交付することによるもの 令和5年7月
		ものづくり推進事業	2,000,000	2,000,000					2,000,000	補助事業において、新商品開発について導入機械の選定に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年8月
9 土木費	1 土木管理費	土木関係維持管理経費	7,000,000	5,173,020					5,173,020	コロナ禍等の影響により部品供給に不測の日数を要し、購入しよとすると車両の年度内の納車が見込まれないもの 令和6年3月
		2 道路橋梁費	地籍調査事業	78,304,000	78,304,000			54,864,000		23,440,000
	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	105,210,000	105,210,000					13,066,918	工程調整及び地権者との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年10月
		橋梁維持事業	45,200,000	45,200,000			17,500,000		6,250,000	国2次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月
		道路整備事業	188,487,000	155,698,462			70,900,000		12,495,829	関係機関及び地権者との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月
		中心市街地活性化整備事業	67,282,000	65,099,806			18,900,000	18,286,400	3,066,718	工程調整等について地元及び関係機関との協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年9月
3 河川費		排水施設維持事業	11,000,000	8,929,300			8,000,000		929,300	コロナ禍等の影響により資材調達に不測の日数を要し、年度内完了が見込まれないもの 令和5年10月

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越した主な理由	
					既取入特定財源	未取入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
9 土木費	3 河川費	排水施設整備事業	17,571,000	17,571,000			4,800,000	12,771,000	工法検討及び地元協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年10月	
			13,600,000	11,200,000		10,000,000	1,200,000	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和6年3月		
			23,888,000	23,222,000		19,400,000	3,822,000	事業主体である三重県の事業の繰越しに伴うもの 令和6年3月		
11 教育費	6 保健体育費	学校保健特別対策事業	32,680,000	32,680,000		16,340,000		16,340,000	国2次補正による対応となるため、年度内完了が見込まれないもの 令和6年3月	
			45,225,000	10,308,200		3,400,000	32,631	令和4年9月2日～4日の大雨により被災し、標準工期の確保ができないことから、年度内完了が見込まれないもの 令和5年4月		
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	1,174,641,000	1,032,038,706		347,483,972	448,100,000	144,158,334		
		計					92,296,400			

報告第 5 号

伊勢市水道事業会計予算の繰越しについて

令和 5 年 5 月 17 日水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について

報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 19 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告するものである。

令和4年度伊勢市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即償還の購入原価額	説明		
						企業債	負担金	一般会計出資金	増資助定留保資金			不用額	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	原水施設事業	88,000,000	37,588,300	43,900,000	35,400,000			8,500,000	6,511,700		(流量計設置等) ・半導体不足により、機器調達に不測の日数を要したため。	
		配水及び給水施設事業	906,948,000	495,137,193	228,600,000	136,300,000	75,000,000		17,300,000	183,210,807		(配水管布設替) ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を要したため。 (配水池整備) ・農繁期を避けるよう工程調整を行ったため。	
		老朽管更新事業	537,532,700	262,400,303	187,500,000	30,800,000		43,900,000		112,800,000	87,632,397		(配水管布設替) ・漏水により、緊急に対応する必要があるため。 ・下水道工事等との工程調整に不測の日数を要したため。
		計	1,532,480,700	795,125,796	460,000,000	202,500,000	75,000,000	43,900,000	138,500,000	277,354,904			

報告第6号

伊勢市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和5年5月17日下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画につい

て報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和5年6月19日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

(説 明)

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

令和4年度伊勢市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明							
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金										
1	資本的支出	1 建設改良費	1,848,400,000	974,000,000	874,400,000	388,900,000	437,200,000	48,300,000	7,938,390		(下水道管布設) ・水道事業者及びびガス事業者との移設協議に不測の日数を要したため。 ・工事の重複による交通規制を避けるよう工程調整を行ったため。 ・農繁期を避けるよう工程調整を行ったため。							
												流域関連公共下水道補助事業	620,862,670	300,226,280	312,688,000	293,400,000	19,298,000	7,938,390
												流域関連公共下水道単独事業	37,273,500	15,873,500	21,400,000	9,600,000	1,100,000	
												流域関連公共下水道更新補助事業	10,000,000	4,681,200	435,000	400,000	35,000	4,883,800
												生活・中村特設公共下水道単独事業	9,752,000	242,000	242,000		242,000	9,268,000
												雨水管渠更新補助事業	70,081,500	7,881,500	62,200,000	31,100,000		
												ポンプ場築造補助事業	340,400,000	108,400,000	232,000,000	116,000,000		
												ポンプ場更新補助事業	227,445,000	211,445,000	16,000,000	8,000,000		
												流域下水道建設負担金	228,340,000	37,673,000	190,625,000	189,500,000	1,125,000	42,000
												計	3,392,554,670	1,660,422,480	1,710,000,000	1,036,900,000	70,100,000	22,132,190